

令和6年第3回龍ヶ崎市議会定例会議案

議案第1号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	…	1
議案第2号	龍ヶ崎市監査委員条例の一部を改正する条例について	…	6
議案第3号	龍ヶ崎市立学校設置条例の一部を改正する条例について	…	7
議案第4号	龍ヶ崎市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例について	…	8
議案第5号	龍ヶ崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について	…	9
議案第6号	龍ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	…	11
議案第7号	龍ヶ崎市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	…	12
議案第8号	龍ヶ崎市と茨城県信用保証協会との損失補償金寄託契約に基づく回収金の返還を受ける権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例について	…	16
議案第9号	龍ヶ崎市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	…	18
議案第10号	龍ヶ崎市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	…	19
議案第11号	市有財産の取得について	…	20
議案第12号	訴えの提起について	…	32
議案第13号	損害賠償の額の決定について	…	36
議案第14号	龍ヶ崎市多世代交流センターに係る指定管理者の指定について	…	41

議案第15号	茨城租税債権管理機構規約の一部変更について	…	43
議案第16号	令和5年度龍ヶ崎市一般会計歳入歳出決算について	…	44
			(別冊)
議案第17号	令和5年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について	…	45
			(別冊)
議案第18号	令和5年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について	…	46
			(別冊)
議案第19号	令和5年度龍ヶ崎市障がい児支援サービス事業特別会計歳入歳出決算について	…	47
			(別冊)
議案第20号	令和5年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について	…	48
			(別冊)
議案第21号	令和5年度龍ヶ崎市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算について	…	49
			(別冊)
議案第22号	令和6年度龍ヶ崎市一般会計補正予算(第3号)	…	別冊1
議案第23号	令和6年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	…	別冊1
議案第24号	令和6年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	…	別冊1
議案第25号	令和6年度龍ヶ崎市児童発達支援事業特別会計補正予算(第1号)	…	別冊1
議案第26号	令和6年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)	…	別冊1
議案第27号	令和6年度龍ヶ崎市下水道事業会計補正予算(第1号)	…	別冊2
議案第28号	龍ヶ崎市教育委員会委員の任命について	…	50

諮問第1号	人権擁護委員の推薦について	…	52
報告第1号	専決処分の承認を求めることについて（令和6年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第2号））	…	54
			（別冊2）
報告第2号	専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）	…	55
報告第3号	令和5年度龍ヶ崎市一般会計継続費精算報告書について	…	57
報告第4号	令和5年度龍ヶ崎市歳入歳出決算に係る健全化判断比率について	…	59
報告第5号	令和5年度龍ヶ崎市歳入歳出決算に係る資金不足比率について	…	61
報告第6号	公益財団法人龍ヶ崎市まちづくり・文化財団の経営状況について	…	63
			（別冊）

議案第1号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり定める。
 令和6年9月4日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
 (龍ヶ崎市表彰条例の一部改正)

第1条 龍ヶ崎市表彰条例(平成26年龍ヶ崎市条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(欠格条項) 第11条 第3条から第6条までの規定に該当するものが次の各号のいずれかに該当するときは、これを表彰しない。 (1) } 省 略 (2) } (3) } (4) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた者 (5) 省 略	(欠格条項) 第11条 第3条から第6条までの規定に該当するものが次の各号のいずれかに該当するときは、これを表彰しない。 (1) } 省 略 (2) } (3) } (4) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた者 (5) 省 略

(龍ヶ崎市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 龍ヶ崎市職員の給与に関する条例(昭和32年龍ヶ崎市条例第134号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第20条 省 略 第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる	(期末手当) 第20条 省 略 第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる

者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- (1) 省 略
- (2) 省 略
- (3) 基準日前1ヶ月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられた者
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた者

第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) } 省 略

4

5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に

者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- (1) 省 略
- (2) 省 略
- (3) 基準日前1ヶ月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた者

第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) } 省 略

4

5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に

逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2) } 省 略
{

8

逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) } 省 略
{

8

(龍ヶ崎市土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例の一部改正)

第3条 龍ヶ崎市土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例（平成3年龍ヶ崎市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(欠格条項)</p> <p>第11条 事業主等は、次の各号のいずれかに該当するときは、第9条第1項及び第2項ただし書の規定による許可を必要とする事業を行うことができない。</p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) 省 略</p> <p>(3) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>(4) } 省 略 {</p> <p>(13) }</p> <p>(罰則)</p> <p>第29条 次の各号のいずれかに該当する者（ただし、農地法（昭和27年法律第229号）に規定する許可、届出又は報告等の手続に違反した者を除く。次項及び次条において同じ。）は、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第11条 事業主等は、次の各号のいずれかに該当するときは、第9条第1項及び第2項ただし書の規定による許可を必要とする事業を行うことができない。</p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) 省 略</p> <p>(3) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>(4) } 省 略 {</p> <p>(13) }</p> <p>(罰則)</p> <p>第29条 次の各号のいずれかに該当する者（ただし、農地法（昭和27年法律第229号）に規定する許可、届出又は報告等の手続に違反した者を除く。次項及び次条において同じ。）は、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p>

(1) } 2 } 省 略	(1) } 2 } 省 略
------------------	------------------

(龍ヶ崎市土採取事業規制条例の一部改正)

第4条 龍ヶ崎市土採取事業規制条例（平成18年龍ヶ崎市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 (1) 省 略 (2) 省 略 第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1) 省 略 (2) 省 略	(罰則) 第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 (1) 省 略 (2) 省 略 第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 (1) 省 略 (2) 省 略

(龍ヶ崎市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第5条 龍ヶ崎市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和42年龍ヶ崎市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(欠格条項) 第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 省 略 (3) 省 略	(欠格条項) 第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 省 略 (3) 省 略

(龍ヶ崎市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第6条 龍ヶ崎市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年龍ヶ崎市条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(退職報償金支給の制限) 第6条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。 (1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた者 (2) } < } 省 略 (5) }	(退職報償金支給の制限) 第6条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。 (1) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた者 (2) } < } 省 略 (5) }

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

(罰則の適用等に関する経過措置)

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(龍ヶ崎市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。))が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の龍ヶ崎市職員の給与に関する条例第20条の3第1項(第1号に係る部分に限る。))及び第5項(第3号に係る部分に限る。))(これらの規定を同条例第21条第5項において準用する場合を含む。))の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

議案第2号

龍ヶ崎市監査委員条例の一部を改正する条例について
龍ヶ崎市監査委員条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。
令和6年9月4日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市監査委員条例の一部を改正する条例
龍ヶ崎市監査委員条例（昭和39年龍ヶ崎市条例第11号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（職員の賠償責任の監査等） 第7条 監査委員は、<u>法第243条の2の9第3項又は第8項後段</u>（地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。）の規定により、市長から監査又は意見を求められたときは、60日以内に監査結果報告書又は意見書を提出しなければならない。ただし、特別の事由があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>（職員の賠償責任の監査等） 第7条 監査委員は、<u>法第243条の2の8第3項又は第8項後段</u>（地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。）の規定により、市長から監査又は意見を求められたときは、60日以内に監査結果報告書又は意見書を提出しなければならない。ただし、特別の事由があると認めるときは、この限りでない。</p>

付 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議案第3号

龍ヶ崎市立学校設置条例の一部を改正する条例について
龍ヶ崎市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。
令和6年9月4日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市立学校設置条例の一部を改正する条例
龍ヶ崎市立学校設置条例（昭和39年龍ヶ崎市条例第29号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第1条関係）		別表第1（第1条関係）	
名称	位置	名称	位置
省 略		省 略	
川原代小学校	龍ヶ崎市川原代町3518番地	川原代小学校	龍ヶ崎市川原代町3518番地
龍ヶ崎西小学校	龍ヶ崎市8810番地	大宮小学校	龍ヶ崎市大徳町4945番地
省 略		龍ヶ崎西小学校	龍ヶ崎市8810番地
省 略		省 略	

付 則
この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第4号

龍ヶ崎市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例について
 龍ヶ崎市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。
 令和6年9月4日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例
 龍ヶ崎市放課後児童健全育成事業実施条例（平成9年龍ヶ崎市条例第1号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																										
(保育ルーム)	(保育ルーム)																										
第2条 事業を実施する施設（以下「保育ルーム」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 事業を実施する施設（以下「保育ルーム」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。																										
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">省 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>八原小学校保育ルーム</td> <td>龍ヶ崎市藤ヶ丘1丁目22番地4</td> </tr> <tr> <td>川原代小学校保育ルーム</td> <td>龍ヶ崎市川原代町3518番地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 省 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	省 略		八原小学校保育ルーム	龍ヶ崎市藤ヶ丘1丁目22番地4	川原代小学校保育ルーム	龍ヶ崎市川原代町3518番地	省 略		2 省 略		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">省 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>八原小学校保育ルーム</td> <td>龍ヶ崎市藤ヶ丘1丁目22番地4</td> </tr> <tr> <td><u>大宮小学校保育ルーム</u></td> <td><u>龍ヶ崎市大徳町4945番地</u></td> </tr> <tr> <td>川原代小学校保育ルーム</td> <td>龍ヶ崎市川原代町3518番地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 省 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	省 略		八原小学校保育ルーム	龍ヶ崎市藤ヶ丘1丁目22番地4	<u>大宮小学校保育ルーム</u>	<u>龍ヶ崎市大徳町4945番地</u>	川原代小学校保育ルーム	龍ヶ崎市川原代町3518番地	省 略		2 省 略	
名称	位置																										
省 略																											
八原小学校保育ルーム	龍ヶ崎市藤ヶ丘1丁目22番地4																										
川原代小学校保育ルーム	龍ヶ崎市川原代町3518番地																										
省 略																											
2 省 略																											
名称	位置																										
省 略																											
八原小学校保育ルーム	龍ヶ崎市藤ヶ丘1丁目22番地4																										
<u>大宮小学校保育ルーム</u>	<u>龍ヶ崎市大徳町4945番地</u>																										
川原代小学校保育ルーム	龍ヶ崎市川原代町3518番地																										
省 略																											
2 省 略																											

付 則
 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第5号

龍ヶ崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
 龍ヶ崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。
 令和6年9月4日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
 龍ヶ崎市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年龍ヶ崎市条例第26号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>付 則 （災害援護資金の貸付けに関する特例措置）</p> <p>2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。）<u>第13条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第13条第2項の適用については、同項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」とする。</u></p> <p>3 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除については、<u>第16条第3項の規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えられた法第14条第1項の規定によるものとする。</u></p>	<p>付 則 （災害援護資金の貸付けに関する特例措置）</p> <p>2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。）<u>第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第13条第2項及び第14条の適用については、第13条第2項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」と、第14条中「年3パーセント」とあるのは「年1.5パーセント（保証人を立てる場合にあっては無利子）」とする。</u></p> <p>3 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び<u>保証人</u>については、<u>第15条第3項の規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えられた法第14条第1項及び平成23年特別令第14条第7項の規定によるものとする。</u></p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第6号

龍ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
龍ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。
令和6年9月4日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例
龍ヶ崎市国民健康保険条例（昭和53年龍ヶ崎市条例第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第9章 罰則 第22条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。	第9章 罰則 第22条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第7号

龍ヶ崎市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
 龍ヶ崎市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和6年9月4日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 龍ヶ崎市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例（平成27年龍ヶ崎市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、<u>次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>包括的支援事業 法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業をいう。</u></p> <p>(2) <u>地域包括支援センター 法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。</u></p> <p>(3) <u>第1号被保険者 法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。</u></p> <p>(4) <u>龍ヶ崎市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会 龍ヶ崎市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会条例（平成26年龍ヶ崎市条例第12号）に規定する龍ヶ崎市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会をいう。</u></p> <p><u>(包括的支援事業の基本方針)</u></p> <p>第3条 地域包括支援センターは、<u>次条第1項に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、介護保険の各被保険者の心身</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、<u>法において使用する用語の例による。</u></p> <p><u>(基本方針)</u></p> <p>第3条 地域包括支援センターは、<u>次条に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置か</u></p>

の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、介護保険の各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

(地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数)

第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数（龍ケ崎市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。））によることができる。次項において同じ。）は、原則として次のとおりとする。

- (1) 省 略
- (2) 省 略
- (3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員をいう。）その他これに準ずる者 1人

れている環境等に応じて、介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

2 地域包括支援センターは、龍ケ崎市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会（龍ケ崎市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会条例（平成26年龍ケ崎市条例第12号）に規定する龍ケ崎市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会をいう。以下同じ。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。

(人員に関する基準)

第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 省 略
- (2) 省 略
- (3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）（介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第19号）附則第3条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する主任介護支援専門員をいう。）その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、龍ヶ崎市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

- (1) 市内の第1号被保険者の数がおおむね3,000人未満の場合
- (2) 第1項の基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると龍ヶ崎市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会において認められた場合
- (3) 市の人口規模にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると龍ヶ崎市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会において認められた場合

担当する区域における第1号被保険者の数	地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数
---------------------	-------------------------

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると龍ヶ崎市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会において認められた場合は、当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の各号に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、当該各号に定めるところによることができる。

- (1) おおむね1,000人未満 前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
- (2) おおむね1,000人以上2,000人未満 前項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
- (3) おおむね2,000人以上3,000人未満 専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

(適切、公正かつ中立な運営の確保)

第5条 地域包括支援センターは、龍ヶ崎市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

第6条 省 略

第5条 省 略

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 号

龍ヶ崎市と茨城県信用保証協会との損失補償金寄託契約に基づく回収金の返還を受ける権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例について

龍ヶ崎市と茨城県信用保証協会との損失補償金寄託契約に基づく回収金の返還を受ける権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 6 年 9 月 4 日提出

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市と茨城県信用保証協会との損失補償金寄託契約に基づく回収金の返還を受ける権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市と茨城県信用保証協会との損失補償金寄託契約に基づく回収金の返還を受ける権利の放棄に関する条例（平成 24 年龍ヶ崎市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(回収金の返還を受ける権利の放棄)</p> <p>第 3 条 市長は、あらかじめ保証協会から損失補償金寄託契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄等の申出を受けた場合において、当該申出が第 1 号に掲げるものに対して行う求償権の不等価譲渡に係るもの又は第 2 号から第 9 号までに掲げる計画のいずれかに基づく求償権の放棄等に係るものであり、かつ、当該不等価譲渡又は当該計画が当該申出に係る求償権の債務者である中小企業者等の事業の再生に資すると認めるときは、当該求償権に係る回収金の返還を受ける権利の全部又は一部を放棄することができる。</p> <p>(1) } 省略</p> <p>(7) }</p> <p>(8) 産業競争力強化法第 2 条第 2 1 項に規定する特定認証紛争解決事業者が行う同条第 2 2 項に規定する特定認証紛争解決手続により成立した再生に関する計画</p>	<p>(回収金の返還を受ける権利の放棄)</p> <p>第 3 条 市長は、あらかじめ保証協会から損失補償金寄託契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄等の申出を受けた場合において、当該申出が第 1 号に掲げるものに対して行う求償権の不等価譲渡に係るもの又は第 2 号から第 9 号までに掲げる計画のいずれかに基づく求償権の放棄等に係るものであり、かつ、当該不等価譲渡又は当該計画が当該申出に係る求償権の債務者である中小企業者等の事業の再生に資すると認めるときは、当該求償権に係る回収金の返還を受ける権利の全部又は一部を放棄することができる。</p> <p>(1) } 省略</p> <p>(7) }</p> <p>(8) 産業競争力強化法第 2 条第 2 0 項に規定する特定認証紛争解決事業者が行う同条第 2 1 項に規定する特定認証紛争解決手続により成立した再生に関する計画</p>

(9) 省 略

(9) 省 略

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第9号

龍ヶ崎市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
 龍ヶ崎市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。
 令和6年9月4日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 龍ヶ崎市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成25年龍ヶ崎市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(園路及び広場)</p> <p>第3条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) } 省 略</p> <p>(5) }</p> <p>(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第22条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障がい者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>(7) 省 略</p>	<p>(園路及び広場)</p> <p>第3条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) } 省 略</p> <p>(5) }</p> <p>(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、<u>令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの</u>（以下「視覚障がい者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>(7) 省 略</p>

付 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

議案第10号

龍ヶ崎市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
龍ヶ崎市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。
令和6年9月4日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
龍ヶ崎市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年龍ヶ崎市条例第10号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の9第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、同条第3項の規定により監査委員が賠償責任があると決定した場合とする。</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、同条第3項の規定により監査委員が賠償責任があると決定した場合とする。</p>

付 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議案第11号

市有財産の取得について

下記のとおり取得契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年龍ヶ崎市条例第12号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月4日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

記

- 1 契約の目的 令和6年度小型動力ポンプ付積載車購入
・小型動力ポンプ付積載車 2台
※ 車両の仕様、付属品等の詳細は、別添参考資料のとおり
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 27,500,000円
(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 4 契約の相手方 茨城県石岡市国府5丁目2番25号
有限会社鈴機
代表取締役 鈴木 直人



物品売買仮契約書



- 1 件 名 令和6年度小型動力ボンプ付積載車購入
- 2 納 入 場 所 龍ヶ崎市3710番地 龍ヶ崎市総務部防災安全課
- 3 履 行 期 間 本契約の日 から
令和7年3月31日 まで
- 4 売 買 代 金 額 ￥27,500,000-
- (うち取引に係る消費税) (￥2,500,000-)
(及び地方消費税の額)
- 5 支 払 条 件 前金払 無 部分払 無
- 6 契 約 保 証 金 免除
- 7 品 名 仕様書のとおり
- 8 規 格 及 び 数 量 仕様書のとおり
- 9 特 約 条 件

この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年龍ヶ崎市条例第12号)第3条の規定により、市議会の議決を得るまでは仮契約とし、市議会の議決を得たる後本契約としての効力を有する。

上記の物品売買について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年6月12日

発注者 住所又は所在地 茨城県龍ヶ崎市3710番地

氏名又は名称 龍ヶ崎市
及び代表者職名 龍ヶ崎市長 萩原 勇



受注者 住所又は所在地

氏名又は名称
及び代表者職名

茨城県
有限会社
代表取締役
〒5-2-25

仕 様 書

- 1 件 名 令和6年度小型動力ポンプ付積載車購入
- 2 納入場所 龍ヶ崎市3710番地 龍ヶ崎市総務部防災安全課
- 3 履行期間 本契約の日から令和7年3月31日まで
(ただし、検査期間10日間を含む)

4 履行内容

品名	数量	備考
小型動力ポンプ 付積載車	2台	車両の仕様については、別記仕様書及び付属品・装備品を参照

5 入札方法

入札書に記載する額は、2台分の車両本体及び装備品の合計額とし、次の諸費用については、別途支払うこととするので、含めないこと。

項目	備考
自動車重量税	法定費用
自動車損害賠償責任保険料	法定費用
リサイクル料	法定費用
新規登録手数料	15,000円以内 / 台 書類作成・印紙等含む

6 支払条件

検査合格後、一括払い。ただし、適法な請求書を受理した日から30日以内に指定の金融機関口座に振込むものとする。

7 その他

- (1) 納入時期については、防災安全課と協議の上、決定すること。
- (2) 車両新規登録及び、緊急自動車届出事務等については、すべて受注者が行うこと。
- (3) 車両、取り付け装置、付属品等の保証については、メーカーの公表した期間とする。

ただし、保証期間以降であっても艤装または材料不良に起因する

故障等にあつては、無償でこれを取替え、または修理すること。

(4) この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年龍ヶ崎市条例第12号）第3条の規定により、龍ヶ崎市議会の議決を得るまでは仮契約とし、龍ヶ崎市議会の議決を得たる後、本契約として効力を有するものとする。

(5) その他の事項については、別記仕様書及び付属品・装備品のとおりとする。

(6) 本仕様に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、防災安全課と協議の上、決定すること。

参考資料 別記仕様書

1 シャーシ仕様 (トヨタ自動車 (株) 製とする)

- (1) シャーシ型式 ダブルキャブオーバー4ドア
- (2) 車両塗装 赤
- (3) 全長 4, 650 mm以上～5, 150 mm以下
- (4) 全幅 1, 650 mm以上～1, 800 mm以下
- (5) 全高 2, 100 mm以上～2, 500 mm以下
- (6) 荷台床面地上高 815 mm以下
- (7) 車両総重量 3, 500 kg未満
- (8) 定員 6名
- (9) 機関はガソリンエンジンとする。
- (10) 駆動方式は2輪駆動とする。
- (11) 変速機は、オートマチックとする。

2 機装

- (1) 車体の機装にあたっては、車体各部の点検、整備、注油等に支障の無いように留意する。
- (2) 骨格は積載品の形状や重量等に十分考慮し、型鋼、平鋼等を用いて強固に組み立てる。
- (3) シャーシフレームへの取り付けは、原則としてリベット又はボルト締めとする。
- (4) 外板は、歪みのないように張り、溶接する。
- (5) 積載部は、全有蓋密閉構造で三面シャッター式とする。
- (6) 乗降の際、塗装剥離のおそれのある部分にはは損傷防止のためのアルミ製保護板を張る。
- (7) 車両の両側板及び各ステップ部の端部周辺は、折り曲げる構造とする。
- (8) 各ステップ及び収納庫上部等は、アルミ縞鋼板張とする。
- (9) 車両前部に消防団章を取り付ける。
- (10) キャブ内の後部座席前方に手摺を取り付ける。
- (11) キャブ内の後部座席の下に収納庫を設ける。
- (12) キャブ内の後部座席上部の後方に、吊り下げフックを5箇所取り付け。
- (13) ポンプ及び積載する付属品は、走行中の振動等により移動を生じないよう安全に固定する。
- (14) 資器材は収納庫内積載部において、確実に固定し容易に取り扱える位置に設ける。

- (15) ポンプ積載部前方左右に上下2個の収納棚を設け、各収納棚内は、アルミ鋼板としスノコを敷設する。また、自動的に車体下部へ排水できる水抜き穴を設ける。
- (16) ホース積載棚は、次による。
 - ア 65mmのホースが10本程度収納できる大きさのものを収納ボックス上部に設ける。
 - イ 2段式のステンレス製手摺を付けると共に落下防止策を考慮する。
 - (17) 吸管は、巻き取り式とし、収納庫内にとび口2本を取り付ける。
 - (18) ポンプは収納庫内の取り扱いやすい位置に積載する。また、ポンプ冷却水を抜くための水抜き穴を、ポンプ積載部の床部に必要数設ける。
 - (19) ポンプは昇降装置により、積み降ろしができるものとする。

3 電装関係

- (1) 車外に取り付ける電装品は、防水処理を施す。
- (2) 配線は、各電装品に適合する配線を使用し、配線接続は絶縁被覆、金属貫通部はゴムソケットで保護、外部配線は防水とする。
- (3) 機装専用のヒューズボックスを設け、各配線別に名称、アンペア数を記載する。
- (4) スイッチ類は1箇所に集中させ、操作を容易にする。
- (5) 運転席付近に、メインスイッチを取り付けるとともに、スイッチを切ると各電装品の電源が切れる構造とする。
- (6) 無線障害のおそれのある電装品は、無線障害防止対策をする。
- (7) 散光式警光灯（標識灯付き、サイレンスピーカー内蔵型）本体は、キャブ上部に架台を設けて取り付ける。
- (8) フロントバンパーに、散光式赤色点滅灯を2個取り付ける。
- (9) 助手席側にマツランプを取り付ける。
- (10) 無線装置は、既存の消防無線機を取り付けられるものとし、取り付けに伴う諸費は、受注者が負担するものとする。
 - (11) シャッター内に照明が点灯する構造である。
 - (12) シャッター内部に、コンセント1個を取り付ける。
 - (13) 照明は、左右側板上部（カバー付の蛍光灯）、ポンプ積載箇所、ホース収納庫等、夜間作業が容易にできるよう配慮する。
 - (14) 作業灯はLEDとし、側面、後部に2個ずつ設け、その下部にスイッチを取り付けるものとする。

- (15) 車両後部上方に、散光式赤色点滅灯を2個取り付ける。

4 ポンプ装置

本車両に積載する小型動力ポンプは、B-2級以上とし、電子制御燃料噴射方式、0K モニタ、セル付（充電器付）、オートチョーク始動式、低騒音、少排気とする。

5 記入文字

- (1) 記入文字はカタチンゲシートで作成すること。記載要領は次による。

「龍ヶ崎市消防団」 「第5分団第5部」

「龍ヶ崎市消防団」 「第6分団第1部」

※二段書きで記入する。

書体：丸ゴシック体

文字色：金色で黒色縁取り

大きさ：契約後、防災安全課と協議する。

- (2) 標識灯名

「龍5-5」「龍6-1」

書体：丸ゴシック体

文字色：黒色

大きさ：標識灯に合わせる。

- (3) キャビンドア部及び車両後部シッター中央部に、別途指示する龍ヶ崎市公式マスコットキャラクター「まいりゅう」のイラストを3面表示する。
- (4) 車両後部シッター右上部に黒色文字で、「5-5」「6-1」と記入する。

- (5) 次の部分に名称を記載した銘板を取り付ける。

ア 内部のスイッチ類

イ 電動油圧昇降装置スイッチ部

6 提出書類

- (1) 受注者は、契約後に次の書類を提出する。

ア 制作工程表

1部

イ 制作承認図

各1部

- (2) 受注者は、自動車新規検査後に次の書類を提出する。

ア 車検証の写し

各1部

- | | | |
|-------------------------|--------------------|-------|
| イ | 自動車損害賠償責任保険証の写し | 各 1 部 |
| ウ | 預託証明書 (リサイクル券) の写し | 各 1 部 |
| (3) 受注者は、納入時に次の書類を提出する。 | | |
| ア | 納品書 | 1 部 |
| イ | 登録書 (緊急自動車届出書含む) | 各 1 部 |
| ウ | 装備品・付属品一覧 | 各 1 部 |
| エ | 車両取り扱い説明書 | 各 1 部 |
| オ | ポンプ取り扱い説明書 | 各 1 部 |
| カ | ポンプ性能試験成績表 | 各 1 部 |
| キ | 各工程写真 | 各 1 部 |

7 その他

- (1) 本仕様書は、基本事項を述べたものである。従って、明記していない事項についても、技術上当然と思われるものについては、省略してはならない。
- (2) 車両の登録番号は市指定の登録番号とする。

別紙 付属品・装備品

(1) 規格付属品 1台当たり

	装 備 内 容	数 量	備 考
1	吸管	1	呼称 75mm×6m (AL 金具) (NEW LF-18 オーサカゴム製)
2	吸管ストレーナ	1	プラスチック製
3	吸管ちりよけ籠	1	プラスチック製
4	吸管枕木	1	ゴム製
5	吸管ロープ	1	径 10mm×15m
6	中継媒介金具	1	ダイレクトバルブ
7	消火栓金具	1	呼称 75 ネジメス×65 差込メス (AL)
8	消火栓開閉金具	1	長さ 呼称 800・持手 呼称 300(取り付け金具を含む)
9	管そう	1	65 熱収縮グリップ付(AL)
10	無反動管そう	1	PL—65A (可変噴霧ノズル付)
11	可変噴霧ノズル	1	23 NV-65B
12	とび口	2	1.8m (グラスファイバー・取り付け金具を含む)
13	金てこ	1	長さ 850mm(取り付け金具を含む)
14	剣先スコップ	1	(取り付け金具を含む)
15	はしご	1	3.6m 二つ折り(取り付け金具を含む)
16	車輪止	2	ゴム製
17	消火器	1	自動車用 ABC20 型(取り付け金具を含む)
18	発動発電機セット	1	発電機・コードリール
19	自立式 LED 投光機	1	Nomad Prime
20	ホースブリッジ	1	ニュースーパーL
21	小型動力ポンプ	1	充電器・その他付属品 (株) シバウラ防災製作所製)
22	電動油圧式昇降装置	1	SW510 (株) シバウラ防災製作所製)
23	スノコ	1	収納庫用
24	ライトアップコーン	2	伸縮式
25	スタンドパイプ	1	715mm (単口・軽量) 取り付け金具を含む
26	携帯拡声器	1	取り付け金具を含む
27	補修用ラッカー	1	赤色 (スプレー式)
28	燃料携行缶	1	

(2) 規格装備品 1台当たり				備	考
装 備 内 容	数 量				
1 電子サイレン	1	TSK-D151 (大阪サイレン製)			
2 赤色警光灯	1	NF-ML-VJ2M-LA1 (大阪サイレン製)			
3 標識灯	1	赤色警光灯に内蔵			
4 モーターサイレン	1	赤色警光灯に内蔵			
5 収納庫内照明灯	必要数	LED 式照明灯			
6 泥除ゴム	4	シャーシ固有			
7 団マーク	1	樹脂製			
8 バックブザー	1	シャーシ固有			
9 タイヤチェーン	1	シャーシ固有			

(3) 市指定特殊機装 1台当たり					
装 備 内 容	数 量	数 量	備	考	
1 フロント赤色点滅灯	2	2	LED LFA-100 保護棒付 (大阪サイレン製)		
2 後部赤色点滅灯	2	2	LED LFA-100 保護棒付 (大阪サイレン製)		
3 側面作業灯	4	4	LED LIA-200 (大阪サイレン製)		
4 後部作業灯	2	2	LED LIA-200 (大阪サイレン製)		
5 機装メインスイッチ	1	1	一式		
6 積載車バッテリー管理器	1	1	10mコード付・ざぼら充電器		
7 キャブ内灯	1	1	LED 遮光カバー付		
8 マップランプ	1	1	LED PY-517		
9 キャブ内ヘルメット掛	5	5			
10 キャブ内書類収納ボックス	1	1	A3 鉄製		
11 広報用 CD デッキ	1	1			
12 コンセント	1	1	1口		
13 無線機兼受令機取り付け	1	1	アンテナ・配線・機器取付 (旧車両から移設)		
14 旗立てパイプ	1	1	ポール・訓練旗付		
15 ホース媒介金具	1	1	65mm オス×オス		
16 ホース媒介金具	1	1	65mm メス×メス		
17 ホースバンドージ	5	5			

(4) シャーシ取付け品 1台当たり

	内容	備	考
1	エアコン		
2	パワーステアリング		
3	ラジオ/CDデッキ		
4	パワーウインド		
5	デジタル時計		
6	フロアマット	一式	
7	サイドミラー		
8	サイドバイザー	キャブ各ドア上部	
9	タイヤ	オールシーズン用タイヤ	
10	スペアタイヤ		
11	ドライブレコーダー	GPS・Gセンサー付き	
12	標準工具	一式	
13	ETC2.0	セットアップ済み	
14	後退ブザー		
15	フォグランプ		

参考資料

入札結果				執行日時	令和 6年 6月10日 午前 10時00分		
				執行場所	龍ヶ崎市役所 4階 入札室		
件名 令和6年度小型動力ポンプ付積載車購入				所管課	防災安全課		
						
場所 龍ヶ崎市3710番地 龍ヶ崎市総務部防災安全課			
番号	入札者	入札					備考
1	小池株式会社	¥25,700,000-					
2	株式会社ネイチャー	¥28,800,000-					
3	株式会社土浦消防センター	¥26,400,000-					
4	有限会社鈴機	¥25,000,000-					落札
5	有限会社カミス総合防災 茨城西南営業所	¥26,760,000-					
6	株式会社モリタ 東京支店	¥28,000,000-					
7	茨城トヨタ自動車株式会社 竜ヶ崎店	¥26,660,000-					
8	日本機械工業株式会社 本社営業部	¥27,000,000-					

・上記金額に消費税等相当額を加算した金額が、地方自治法上の契約の申込みに係る価格である。

(単位：円)

予 定 価 格 (消費税を除く)	¥25,060,000-
---------------------	--------------

議案第12号

訴えの提起について

下記のとおり不当利得返還請求の訴えを提起することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月4日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

記

1 当事者

- (1) 原告 龍ヶ崎市
- (2) 被告 個人

2 事案の概要

- (1) 原告は、被告に対して令和5年5月から令和6年1月までの議員報酬として計3,582,000円を、令和5年6月期及び同年12月期の期末手当として計1,012,660円を支払った。
- (2) 令和6年3月13日、龍ヶ崎市議会議員一般選挙における被告の当選を無効とする判決が確定した。
- (3) 令和6年4月9日以後複数回、原告は、被告に対して上記金額の返還を求めたが、いまだに返還がない。

3 請求の趣旨

次のとおりの判決を求める。

- (1) 被告は、原告に対し、金4,594,660円を支払うこと。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とすること。

4 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 判決の結果必要と認める場合は、上訴する。
- (3) 訴訟において必要がある場合は、適当と認める条件で和解に応じる。

訴 状 (案)

令和6年 月 日

水戸地方裁判所龍ヶ崎支部 御中

〒301-8611

茨城県龍ヶ崎市3710番地

原 告 龍ヶ崎市

代表者市長 萩原 勇

〒310-0021

水戸市南町3-3-33 PS第3ビル8階 (送達場所)

みとみらい法律事務所

原告訴訟代理人弁護士 篠崎 和 則

弁護士 後藤 直 樹

弁護士 藤 田 奈津子

弁護士 安 隆 之

弁護士 足 立 貴 弘

弁護士 青 木 智 紀

電話 029-221-2675

FAX 224-9185

〒

被 告

不当利得返還請求事件

訴額	459万4,660円
貼用印紙額	2万8,000円

請 求 の 趣 旨

- 1 被告は、原告に対し、金459万4660円を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求めらる。

請 求 の 原 因

- 1 原告は、普通地方公共団体である。
- 2 被告は、令和5年4月23日執行の龍ヶ崎市議会議員一般選挙において、当選した者である。
- 3 しかし、被告は選挙期日の3ヶ月前から引き続き市内に住所を有するという要件を欠いていたことが後に判明し、令和6年3月27日の告示をもって当選が無効とされている。

当選無効の経緯については以下の通りである。

- | | |
|------------|-------------------------|
| 令和5年10月13日 | 茨城県選挙管理委員会が当選無効の裁決（甲1） |
| 令和5年11月20日 | 被告が東京高等裁判所に裁決取消を求めて提訴 |
| 令和6年2月26日 | 東京高等裁判所が請求棄却の判決（甲2） |
| 令和6年3月13日 | 同判決が確定（甲3） |
| 令和6年3月27日 | 龍ヶ崎市選挙管理委員会が当選無効の告示（甲4） |
- なお、令和6年1月31日に被告は自己都合により議員を辞職している。

- 4 原告は被告に対し、令和5年5月分以降、被告が辞職した令和6年1月分まで別紙支払一覧表の通り、議員報酬及び期末手当として4,594,660円を支払った（源泉徴収後の金額は3,476,283円）（甲5）。
- 5 原告は、前項の金額について被告に返還を求めたが（甲6から甲8）、被告は返還に応じない。

- 6 当選が無効である以上、この間の議員報酬及び期末手当を被告が受領する法律上の理由はない。
- 7 よって、原告は被告に対し、不当利得返還請求権（民法703条）に基づき金459万4660円の支払を求める。

証拠方法

- | | | | |
|----|-------------|----------------|--|
| 1 | 甲第1号証 | 裁決書 | |
| 2 | 甲第2号証 | 東京高等裁判所判決 | |
| 3 | 甲第3号証 | 東京高等裁判所からの通知 | |
| 4 | 甲第4号証 | 告示書 | |
| 5 | 甲第5号証の1から12 | 支払額明細書 | |
| 6 | 甲第6号証の1 | 通知書 | |
| 7 | 甲第6号証の2 | 郵便物等配達証明書 | |
| 8 | 甲第7号証の1 | 督促状 | |
| 9 | 甲第7号証の2 | 郵便物等配達証明書 | |
| 10 | 甲第8号証の1 | 通告書 | |
| 11 | 甲第8号証の2 | 書留・特定記録郵便物等受領証 | |
| 12 | 甲第8号証の3 | 郵便追跡結果 | |

添付書類

- | | | |
|---|-------|-----|
| 1 | 甲号証 | 各1通 |
| 2 | 訴訟委任状 | 1通 |
| 3 | 議決証明書 | 1通 |

議案第13号

損害賠償の額の決定について

(仮称)道の駅龍ヶ崎の指定管理に係る仮協定の解約に伴う損害賠償の額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月4日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

記

1 損害賠償額 金2,124,012円

2 損害賠償の相手方 栃木県宇都宮市新里町丙254番地
ファーマーズ・フォレスト・ハンズ共同企業体

代表企業 栃木県宇都宮市新里町丙254番地
株式会社ファーマーズ・フォレスト
代表取締役 松本 謙

構成企業 東京都新宿区新宿六丁目27番30号
株式会社ハンズ
代表取締役社長 桜井 悟

3 事件の概要

(仮称)道の駅龍ヶ崎の指定管理に係る仮協定については、道の駅整備事業の中止に伴い、令和6年5月24日をもって相手方である共同企業体と解約の合意に至った。

同仮協定には、解約に係る損害賠償について明記されていないものの、指定管理候補者を選定する際に用いた「龍ヶ崎市(仮称)道の駅龍ヶ崎指定管理者申請要領」において、リスク(責任)分担の基本的な考え方が定められており、それによると市が協定内容を履行しなかった場合のリスク分担は、市が負うこととされている。

本件解約は、本市の自己都合による協定内容の不履行であることから、本市に損害賠償義務が発生したものである。



損害賠償に関する合意書

龍ヶ崎市（以下「甲」という。）と株式会社フアーマーズ・フォレストを代表企業として、同社と株式会社ハンズの2社をもって構成するフアーマーズ・フォレスト・ハンズ共同企業体（以下「乙」という。）とは、平成30年9月27日に締結した「(仮称) 道の駅龍ヶ崎の指定管理に係る仮協定書」第3条に規定する、この仮協定書に定めのない事項として損害賠償について協議し、以下のとおり合意する。

- 1 甲は、乙に対し、損害賠償金として金2,124,012円を支払う（内訳は別紙請求書のとおり）。
- 2 甲は、乙に対し、前項の損害賠償金を、龍ヶ崎市議会の議決後、当該議決がなされた月の翌月末までに乙の指定する下記金融機関の口座に一括して振り込んで支払う。

記

銀行 本店 普通預金

株式会社フアーマーズ・フォレスト

- 3 本合意の成立をもって、本件は一切解決することとし、乙は、甲に対して、本合意書に定めるものを除き、その名目の如何に拘わらず、また直接間接を問わず、何ら請求も行わない。
- 4 甲及び乙は、本合意書の内容等について、法令で情報開示を求められる場合及び龍ヶ崎市議会への説明に要する場合を除き、相手方の書面による同意のない限り、開示しないものとする。
- 5 甲及び乙は、甲乙間において、本件に関し、本合意書の定めるほか、何ら債権債務がないことを相互に確認する。
- 6 本合意は、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第96条の規定による龍ヶ崎市議会の議決を得たときに効力を生ずるものとする。
- 7 本合意書に定めがない事項または疑義を生じた事項については、必要に応じて甲と乙が協議して定めるものとする。

上記合意書を証するため、本書3通を作成し、甲、乙（乙の代表企業及び各構成企業）がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 6 年 7 月 10 日

甲

所在地 茨城県龍ヶ崎市 3710番地
名称 龍ヶ崎市
代表者 龍ヶ崎市長 萩原



乙

所在地 栃木県宇都宮市新里町丙254番地
名称 フォーマーズ・フォレスト・ハンス 共同企業体

代表企業

所在地 栃木県宇都宮市新里町丙254番地
名称 株式会社フォーマーズ・フォレスト
代表者 代表取締役 松本 謙

構成企業

所在地 東京都新宿区新宿六丁目27番30号
名称 株式会社ハンス
代表者 代表取締役社長 桜井 悟



(仮称) 道の駅龍ヶ崎の指定管理に係る仮協定書に関する合意書

龍ヶ崎市 (以下「甲」という。) と株式会社フアーマーズ・フォレストを代表企業として、同社と株式会社ハンズの2社をもって構成するフアーマーズ・フォレスト・ハンズ共同企業体 (以下「乙」という。) との間において、平成30年9月27日に締結した「(仮称) 道の駅龍ヶ崎の指定管理に係る仮協定」(以下「仮協定書」) に関し、以下のとおり合意する。

(趣旨)

第1条 仮協定書は、甲が道の駅を整備することを前提として締結したものであり、甲の方針変更によりその前提事項が消滅したことを甲乙相互に確認する。

(その他)

第2条 仮協定の効力については、仮協定第3条に規定するこの仮協定に定めのない事項として、本合意書の締結日をもって協議が整い、終了したものである。
2 損害賠償については、仮協定第3条に規定するこの仮協定に定めのない事項として、甲と乙の間において、別途協議するものとする。

上記合意書を証するため、本書3通を作成し、甲、乙(乙の代表企業及び各構成企業) がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 6年 5月24日

甲

所在地 茨城県龍ケ崎市3710番地
名称 龍ケ崎市
代表者 龍ケ崎市長 萩原 勇



乙

所在地 栃木県宇都宮市新里町丙254番地
名称 フアーマーズ・フオレスト・ハンス 共同企業体

代表企業

所在地 栃木県宇都宮市新里町丙254番地
名称 株式会社フアーマーズ・フオレスト
代表者 代表取締役 松本 謙

構成企業

所在地 東京都新宿区新宿六丁目27番30号
名称 株式会社ハンス
代表者 代表取締役社長 桜井 悟

議案第14号

龍ヶ崎市多世代交流センターに係る指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び龍ヶ崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成29年龍ヶ崎市条例第1号）第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年9月4日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

記

- | | | |
|---|----------------|-------------------------|
| 1 | 管理を行わせる公の施設の名称 | 龍ヶ崎市多世代交流センター |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称 | アクティオ株式会社 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 令和6年10月1日から令和12年3月31日まで |

参考資料

指定管理者となる団体の概要

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 名 称 | アクティオ株式会社 |
| 2 | 所 在 地 | 東京都目黒区東山一丁目5番4号KDX中目黒ビル6階 |
| 3 | 代表者職氏名 | 代表取締役 淡野 文孝 |
| 4 | 設 立 年 月 日 | 昭和62年2月27日 |
| 5 | 設 立 目 的 | 設立目的のうち主なもの
(1) 指定管理者制度に基づく公の施設の管理受託
(2) 美術館・博物館等文化施設、公共施設、社会福祉施設等の経営及び管理受託並びに案内、受付、誘導等運営に関する業務
(3) 商業施設、レジャー施設等の経営及び管理受託並びに案内、受付、誘導等運営に関する業務
(4) 博覧会、展覧会、展示会、見本市、各種会議、行催事、イベント等の調査、企画立案、実施運営、事務局に関する業務 |
| 6 | 主な運営実績 | 千葉県柏市
柏市民交流センター及び柏市民ギャラリー指定管理者（令和3年4月1日から令和8年3月31日まで）
神奈川県座間市
座間市立市民交流プラザ指定管理者（令和4年4月1日から令和9年3月31日まで） |

議案第15号

茨城租税債権管理機構規約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、茨城租税債権管理機構規約（平成13年地指令第4号）の一部を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月4日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

茨城租税債権管理機構規約（平成13年地指令第4号）の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

変更後	変更前
<p>(機構の共同処理する事務)</p> <p>第3条 機構は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき、市町村が賦課徴収することとされている<u>地方税及び国税</u>に係る滞納事案のうち、関係市町村の長との協議により機構が処理することとなった事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務並びに滞納処分の停止又は不納欠損処分をすることについての判定事務</p> <p>(2) 省 略</p>	<p>(機構の共同処理する事務)</p> <p>第3条 機構は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき、市町村が賦課徴収することとされている<u>地方税</u>に係る滞納事案のうち、関係市町村の長との協議により機構が処理することとなった事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務並びに滞納処分の停止又は不納欠損処分をすることについての判定事務</p> <p>(2) 省 略</p>

付 則

変更後の茨城租税債権管理機構規約は、令和7年4月1日から施行する。

議案第16号

令和5年度龍ヶ崎市一般会計歳入歳出決算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度龍ヶ崎市一般会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月4日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

議案第17号

令和5年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月4日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

議案第18号

令和5年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月4日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

議案第19号

令和5年度龍ヶ崎市障がい児支援サービス事業特別会計歳入歳出決算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和5年度龍ヶ崎市障がい児支援サービス事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月4日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

議案第20号

令和5年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月4日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

議案第21号

令和5年度龍ヶ崎市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、別冊の令和5年度龍ヶ崎市下水道事業剰余金処分計算書（案）のとおり利益剰余金の処分の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、令和5年度龍ヶ崎市下水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月4日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

議案第28号

龍ヶ崎市教育委員会委員の任命について

下記の者を龍ヶ崎市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年9月4日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

記

1 氏 名 根 本 勇 一

2 住 所 龍ヶ崎市大徳町175番地

3 生年月日 昭和31年9月20日

(参考資料)

1 氏 名 ね もと ゆう いち
根 本 勇 一

2 略 歴 茨城大学教育学部小学校教員養成課程理学科卒業
河内村立河内中学校教諭
龍ヶ崎市立龍ヶ崎小学校教諭
牛久市立牛久小学校教諭
稲敷市立江戸崎小学校教頭
龍ヶ崎市立中根台中学校教頭
龍ヶ崎市立久保台小学校校長
龍ヶ崎市立長山中学校校長
龍ヶ崎市立愛宕中学校校長
龍ヶ崎市教育委員会委員

諮問第1号

人権擁護委員の推薦について

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和6年9月4日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

記

- 1 氏 名 大 竹 喜士郎
- 2 住 所 龍ヶ崎市貝原塚町1724番地の1
- 3 生年月日 昭和24年2月27日

(参考資料)

1 氏 名 おお たけ きしろう
大 竹 喜士郎

2 略 歴 茨城大学人文学部卒業
茨城県立竜ヶ崎第一高等学校校長
東洋大学附属牛久高等学校校長
茨城県高等学校長協会管理委員会委員長
茨城県高等学校野球連盟会長
茨城県野球連盟龍ヶ崎支部支部長
茨城県人権擁護委員連合会会長
龍ヶ崎人権擁護委員協議会会長
龍ヶ崎市八原コミュニティセンターセンター長
龍ヶ崎市城ノ内コミュニティセンターセンター長
龍ヶ崎市男女共同参画推進委員会委員
人権擁護委員

報告第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年9月4日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

報告第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年9月4日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

別 紙

(写)

処分第8号

和解に関することについて

令和6年2月15日午前10時30分頃、龍ヶ崎市藤ヶ丘6丁目21番地の貝原塚西公園において、樹木の伐採及び剪定作業中の職員が、伐採した枝に巻き込まれていた千葉県千葉市の会社が所有する架空光ケーブルを損傷させた事故に関する損害賠償額の決定及び和解について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、これを処分する。

令和6年7月18日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

記

損害賠償額 金270,558円

報告第3号

令和5年度龍ヶ崎市一般会計継続費精算報告書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和6年9月4日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

令和5年度龍ヶ崎市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計画				実績					比較					
				年割額	左の財源内訳			支出済額	左の財源内訳			年割額と支出済額の差	左の財源内訳			一般財源		
					特定財源				特定財源				特定財源					
					国県支出金	地方債	その他		国県支出金	地方債	その他		国県支出金	地方債	その他			
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2 総務費	1 総務管理費	新長戸コミュニティセンター実施設計費	令和4年度	6,734,000		4,600,000		2,134,000	6,268,200		4,600,000		1,668,200	465,800				465,800
			令和5年度	21,904,000		17,000,000		4,904,000	22,264,850		17,000,000		5,264,850	△ 360,850				△ 360,850
			計	28,638,000		21,600,000		7,038,000	28,533,050		21,600,000		6,933,050	104,950				104,950
3 民生費	1 社会福祉費	高齢者福祉計画等策定業務委託費	令和4年度	1,639,000				1,639,000					1,639,000					1,639,000
			令和5年度	2,178,000				2,178,000	3,003,000				3,003,000	△ 825,000				△ 825,000
			計	3,817,000				3,817,000	3,003,000				3,003,000	814,000				814,000
4 衛生費	1 保健衛生費	新保健福祉施設実施設計費	令和4年度	13,648,000		9,300,000		4,348,000	13,000,000		9,300,000		3,700,000	648,000				648,000
			令和5年度	32,100,000		23,300,000		8,800,000	32,748,000		23,300,000		9,448,000	△ 648,000				△ 648,000
			計	45,748,000		32,600,000		13,148,000	45,748,000		32,600,000		13,148,000					
10 教育費	7 保健体育費	新学校給食センター建設事業	令和2年度	260,607,000	84,345,000	166,100,000		10,162,000	9,200,000				9,200,000	251,407,000	84,345,000	166,100,000		962,000
			令和3年度	1,057,014,000	120,262,000	792,000,000		144,752,000	638,178,390	84,345,000	449,200,000		104,633,390	418,835,610	35,917,000	342,800,000		40,118,610
			令和4年度	596,555,000	80,106,000	457,600,000		58,849,000	644,546,200	120,262,000	489,200,000		35,084,200	△ 47,991,200	△ 40,156,000	△ 31,600,000		23,764,800
			令和5年度	289,635,000		131,800,000		157,835,000	911,470,400	94,414,000	526,500,000		290,556,400	△ 621,835,400	△ 94,414,000	△ 394,700,000		△ 132,721,400
			計	2,203,811,000	284,713,000	1,547,500,000		371,598,000	2,203,394,990	299,021,000	1,464,900,000		439,473,990	416,010	△ 14,308,000	82,600,000		△ 67,875,990

報告第4号

令和5年度龍ヶ崎市歳入歳出決算に係る健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和6年9月4日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

令和5年度龍ヶ崎市歳入歳出決算に係る健全化判断比率報告書

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.70)	— (17.70)	4.3 (25.0)	— (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載している。
- 2 括弧内は早期健全化基準である。

報告第5号

令和5年度龍ヶ崎市歳入歳出決算に係る資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和6年9月4日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

令和5年度龍ヶ崎市歳入歳出決算に係る資金不足比率報告書

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
龍ヶ崎市下水道事業会計	— (20.0)

備考

- 1 資金不足比率がない場合は「—」を記載している。
- 2 括弧内は経営健全化基準である。

報告第6号

公益財団法人龍ヶ崎市まちづくり・文化財団の経営状況について

公益財団法人龍ヶ崎市まちづくり・文化財団の経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、別冊のとおり報告する。

令和6年9月4日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇